

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（概要）

1. 背 景

無人航空機の飛行の禁止空域や飛行の方法等について定めることを内容とする航空法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）が公布された（平成 27 年 9 月 11 日）。これに伴い、飛行禁止空域における飛行や飛行の方法によらない飛行については、国土交通大臣による許可又は承認（以下「許可等」という。）が必要となることから、当該事務を行うための審査要領を定める。

2. 概 要

○申請方法

- ・飛行開始予定日の 10 開庁日前までに申請書の提出を求める。
- ・同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合の申請は、包括して申請することを可能とする。
- ・飛行の委託を行っている者が受託先の飛行をまとめて申請する場合や、複数の者が行う飛行をまとめて申請する場合などに、代表者による代行申請を可能とする。
- ・許可等の期間は原則として 3 ヶ月以内とするが、申請内容に変更を生ずることなく、継続的に無人航空機を飛行させることができると認められる場合には 1 年を限度として許可等を行う。

○許可・承認の基準

- ・許可等の審査においては、①機体の機能及び性能、②無人航空機を飛行させる者の飛行経験・知識・技能、③安全を確保するための体制の 3 つの観点から、『基本的な基準』と『飛行形態に応じた追加基準』を定め、それらへの適合性について判断する。
- ・また、様々な飛行形態が想定されること、今後の技術開発の進展による安全性向上が見込まれること等から、上記 3 つの観点から総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合について柔軟に対応することとする。
- ・原則として、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを求めることとし、人又は家屋の密集している地域の上空や催し場所の上空において飛行させる場合であっても、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを求める。
- ・やむを得ず、第三者の上空で飛行させる場合には、追加的な安全対策を求める。
- ・安全確保のため、無人航空機を飛行させる者を補助する補助者の配置を求める。
- ・無人航空機の安全な飛行を行う体制が維持されるよう、飛行マニュアルの作成を求める。

3. スケジュール

施行日 : 平成 27 年 12 月 10 日（改正法の施行日）